

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### 【人口構造】

本市の総人口は令和4年12月末時点で196,461人であり、年齢構成は年少人口（15歳未満）が1980年代前半をピークに減少し12.4%、生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）が2000年代半ばをピークに減少し61.9%、老年人口（65歳以上）が一貫して増加を続けており、2000年代半ばに年少人口を上回り25.7%となっている。

##### 【産業構造】

令和2年の国勢調査によると、本市の総就業者数は94,135人であり、そのうち、製造業への就業者が28.4%を占めており、全国平均の15.9%と比べて高い。このことから、本市の産業構造においては、製造業への比重が高い都市であることがわかる。

さらに、製造業の内、製造品出荷額、事業所数、従業員数とも輸送用機械器具製造業の占める割合が非常に高く、令和2年経済センサスによると、製造品出荷額で輸送用機械器具製造業の占める割合は約49%にのぼる。

一方で、輸送用機械器具製造業の多くは、大手自動車メーカーからの受注生産に特化して事業展開する中小企業者が多いため、大手メーカーの生産計画に左右される傾向が強い。

##### 【中小企業者の実態等】

本市の製造業においては、長年続いた新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減産、減収が継続していたが、ようやく新型コロナウイルス感染症拡大以前の8割程度まで回復している状況である。ウクライナ情勢、物価高騰、半導体不足などに起因する大手自動車メーカーの生産調整に左右される傾向が強い反面、新型コロナウイルス感染症拡大による自粛期間において、研修などの人材育成に取り組む中小企業もあり、長年培ってきた技術に磨きをかけ、新たな取引先からの仕事を受注することも試みられている。また、近年では、カーボンニュートラル、DX、SDGsなどの取組を取引先から求められることがあるため、この機会に自社の生産体制を見直すなど、足腰の強い企業への転換を図る意識が高まりつつある。

一方で、人手の確保、老朽化した設備の更新、事業の継承など、喫緊に解決すべき課題が山積している。

## (2) 目標

本市では、「鈴鹿市総合計画2023」において、ものづくり産業をはじめとする既存産業の特長を活かす取組として、企業の技術力高度化、販路開拓支援、経営支援などを通じた、高度技術開発の促進、持続可能な企業経営の促進、地域産業を担う人材の育成を進めている。これらに加えて、計画期間内で、累計40件以上の、中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画を認定することで、本市中小企業者の更なる生産性向上を図ることとする。

## (3) 労働生産性に関する目標

申請のあった事業者の労働生産性が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市は、産業が多岐にわたるため、広く生産性向上を実現する必要がある。従って、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等のすべてとする。

ただし、本計画は地域雇用の創出や地域経済の発展を図る目的であることから、太陽光発電設備等に関しては、市内に労働者が常駐する事業所又は工場を有し、自らが電力を消費する目的に設置するもののみを対象とし、全量売電するための設備は対象としない。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

本市は、東に伊勢湾、西に鈴鹿山脈があり、市の中央部には鈴鹿川が流れる豊かな自然環境の下で発展してきた都市で、この自然環境により本市の全域で一次産業が行われている。また、本市は東に国道23号線、西に東名阪自動車道と平成31年3月に開通した新名神高速道路、さらに、令和5年度全線開通予定の中勢バイパスがあり、これらの幹線道路と接続しやすい位置に二次産業が広く分布している。

そのため、本市全体の発展には、本市全域の発展が必要不可欠であり、本計画の対象地域は鈴鹿市全地域とする。

### (2) 対象業種・事業

本市は、これまで自動車産業などの製造業を中心に発展してきたが、その他にも、農業、水産業、商業なども盛んで、バランスの取れた産業構造を有していることが強みである。

また、各業種において、事業者が、新製品の開発や省エネルギー化の推進等、様々な事業を行うことが、本市産業の活性化に繋がっている。

そのため、本市の発展には、すべての産業において、労働生産性が年率3%以上向上することが見込まれる事業を計画の対象とする必要がある、本計画の対象業種・事業を全業種・全事業とする。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画は3年間、4年間又は5年間とする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

その他、必要に応じ労働生産性年率3%以上の確認をとるために、事業報告書等の提出を求める等、事業遂行の安定に配慮する。ただし、小規模企業者を含めた中小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮する。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。